

# JPCA News

公益社団法人日本写真家協会(JPS)  
公益社団法人日本広告写真家協会(APA)  
一般社団法人日本写真文化協会(文協)  
日本肖像写真家協会(日肖写)  
一般社団法人日本写真作家協会(JPA)  
全日本写真連盟(全日写連)  
一般社団法人日本スポーツプレス協会(AJPS)  
一般社団法人日本自然科学写真協会(SSP)  
日本風景写真協会(JNP)  
公益社団法人日本写真協会(PSJ)  
一般社団法人日本スポーツ写真協会(JSPA)

正会員団体



「フィリピンの女学校の生徒」

photo:田沼武能 HJPI320110000058

## CONTENTS

SPECIAL INTERVIEW / スペシャルインタビュー	田沼武能氏「文化勲章」受章記念インタビュー	p2
LATEST NEWS / 最新ニュース	JPCA共催「著作権セミナー」を開催	p4
SERIES / シリーズ著作権解説	オーファン・ワークス(孤児作品)と裁判制度	p6
QUESTION / ANSWER / 一問一答	大道芸人を撮影した写真の権利について	p7

# 文化勲章を受章した 田沼武能JPCA会長に聞く

科学技術や芸術などの文化の発展に  
目覚ましい功績を挙げた人に授与される文化勲章を  
当協会(日本写真著作権協会、JPCA)の田沼武能会長が受章しました。  
写真界では初めての受章です。  
これを機にこれまでの活動などについて伺いました。



photo:T.Toshinori

## 写真界で初めての文化勲章受章

——2003年に文化功労者に顕彰され、このたび  
は文化勲章を受章されました。

**田沼** 正直に言って私一人でもらったものではないと考えているんです。写真界のために私が代表していただいたのだと思います。写真家たちが文化人の仲間に入れたということがなんとも感慨深いですね。最初に文化勲章受章の知らせを聞いた時いちばんびっくりしたのは私自身でした。文化勲章というのは最高の勲章だし、先に文化功労者になられた渡辺義雄先生も石元泰博さんももらっていないので、なかなか難しいと感じていましたからまさか受章するとは思ってもいませんでした。

現在、写真界の置かれた立場には、由々しき問題がいろいろあります。誰でも簡単に写真が写せる時代になって、写真をもらってありがたいと思わなくなり、写真を残しておこうという人も少なくなってきた。時代を写真に撮って残すことは社会にとって大事だと思っています。記録として残せることが写真の一番の強みだと思っています。何とかして写真の大切さを皆さんに再認識してもらわなければならぬと思います。写真保存センターの設立もその一つです。そういうことを考えると、勲章をもらったからといって、有頂天になっている時ではないと思います。今、写真界は皆さんが後ろ向きの話しかしないので、前向きの明るいニュースになればいいと思いながら、いただきました。

——学術・芸術の発展に貢献した人に贈られる文  
化勲章は写真分野として初めてです。

**田沼** 以前は、写真は絵画の次のサブ的なものという

印象が強かったんですね。それを写真と絵画は異質なものであることをみんなに知らせようと、かなり努力しました。昔は写真家ですと言っても、ああ写真屋ですかと片付けられてしまいました。そこで写真家という職業が存在することを認識してもらうために、日本写真家協会を中心にして私たちの先輩は一所懸命になって運動を続けてきました。それが実って写真家が認められてきたのです。

## 写真家の努力で獲得した保護期間延長

——数々の業績の中で、写真著作権に関する活動も高く評価されています。写真著作権に関する活動を始められたきっかけは何だったのでしょうか。

**田沼** 私が写真界に入った時には写真の著作権は撮つてから10年しかなかったんです。公表後10年というのですが、シャッターを切って写真にしてから10年しかなかったのです。私は20歳で写真界に入りましたが、30歳になると著作権が切れてしまうのですね。ある放送関係の人から私の写真を使いますが著作権がもう切れているのでただで使いますと言われて激怒しました。法律で決まっていたの? どうがないのですが、何とか文芸・美術と同じ保護期間にしてほしいと思い、先輩たちと運動を始めたんです。日本写真家協会の会長になってからは、国会に訴えるため毎日議員会館に行っていろいろな議員を訪問して陳情しました。それが少しづつ実ってきて、参議院に呼び出された時に、写真の著作権が10年で切れていることは大変由々しき問題であると訴えました。その結果、公表後50年になりました。その後、写真は創作した作品ということが理解され1997年に死後50年になりました。これは写真家がいろいろ運動したその結果として認められたわけです。役所が勝手にやってくれたわけではありません。

ません。写真家が運動しなければ写真に対するいろいろな権利はもらえません。みんなが努力して権利を取得することができたことを理解してもらいたいと思います。そういう努力が重なって、写真家が文化勲章をもらえるような状況になったことを知ってほしいです。次に活躍する若い人たちもそういうことを考えて写真界をリードしていただきたいと思います。

## 写真の原点は記録

——以前は写真はカメラで撮るものでしたが、現在ではスマートフォンでも簡単に撮れます。このような変化をどのようにお考えでしょうか。

**田沼** 要するにフィルム媒体から電子媒体に変わったわけですね。それは時代の流れで致し方ありません。しかし変わってはきているけれども、写真を撮るという行為は変わりません。写真の原点は、記録です。記録を後世に残し伝えるメディアです。フィルムから電子媒体になっても、これは変わっていません。写真にはいろいろなジャンルがありますが、基本になっているのは、写真は記録であるということで、その記録を通していろいろな使い方に発展しています。この基本は大事で、忘れないようにしていただきたいと思います。

——写真を記録として残すという点で写真保存センターなどの写真保存活動は大事です。

**田沼** 写真は、時が経つほど貴重な写真になります。それは昔も今も変わらないと思います。でも、ただ残しておけばいいというわけではありません。写真は、いつ、どこで、何を撮ったかが分かるようにしておかないと意味がないですね。撮る人が撮った時点で記録してくれればいいんですが、なかなかそれができないので、日本写真保存センターでも悩んでいます。撮ったものは、時が経つと貴重な写真になるということを忘れてはいけません。写真は、今を撮ますが、カメラが発達しても“過去は撮れません”。だから過去の写真が大切なんです。また、今は一瞬でおしまいになってしまいます。今を写真で記録することによって、後世の人に時代を伝えることが大切な仕事です。写真を残すことによって、写真の価値観が不滅のものになっていくと思うんです。人間の記憶なんて曖昧なもので、家が壊されて1年もたたないうちにそこに何が

## 田沼 武能(たぬま たけよし) 略歴

一般社団法人日本写真著作権協会会長、全日本写真連盟会長、日本写真保存センター所長。1929年に東京に生まれ、1949年に東京写真工業専門学校(現 東京工芸大学)を卒業、サンニュースフォトに入社、木村伊兵衛に師事。1950年に日本写真家協会の設立に参加。1951年に新潮社の嘱託となり芸術家や小説家のポートレイトを撮影。1953年にサン通信社へ移籍。1959年にフリーランスとなり、1965年にライフ誌の契約写真家となる。1994年に東京工芸大学芸術学部写真学科教授に就任(2004年から同大学名誉教授)、1995年に日本写真家協会会長に就任(2015年まで)。黒柳徹子ユニセフ親善大使の親善訪問に毎回同行(1984年から2014年まで)するなどして、1965年から現在まで120を超える国を訪問し、世界の子供たちを撮影している。1975年日本写真協会年度賞(1988年、1994年も)、1979年モービル児童文化賞、1985年菊池寛賞、1990年紫綬褒章、2003年文化功労者、2019年文化勲章、2020年朝日賞特別賞などを受賞(章)。著書は『武蔵野』(朝日新聞社)、『すばらしい子供たち』(朝日新聞社)など多数ある。

あったか忘れてしまうのが人間だと思います。写真にして記録として残してあれば、そこに何があったのか、その時代の人びとがどういう生活をしていたか、どういう街並みであったかが分かります。どんな小説家がそれを文章にしても、人物を浮き上がらせるることはできても背景までは描けません。しかし、写真に収めたものには主役も背景も脇役も全部写っています。写真は、物を言うスピーキングピクチャーなのです。

## お地蔵様は子どもの化身、そして世界の子どもたち

——ライフワークとして子どもたちの写真を撮影されていますが、そのきっかけは何だったのでしょうか。

**田沼** 自分の考えで写真を撮り、人に伝えていくというのが、写真家の基本だと思うんです。いろいろな仕事の方法があって、ただ頼まれて写真を撮るだけの人もいますが、自分の考えを、ある意味でアート的な写真にしていろいろな人に見てもらう人もいます。いろいろありますが、写真は記録であるというのが原点だと思っています。それを伝えていく一つの手段として、私は撮っています。自分のライフワークのテーマを考えたのは30歳を超えた頃でした。一つは人間を撮ること、もう一つは武蔵野を撮る、すなわち、武蔵野へ行って、武蔵野の中で暮らしている人びとを、自然とともに生きる姿を撮ることでした。



2019年11月3日 親授式 宮殿 松の間  
代表撮影:産経新聞社提供

最初のテーマの一つが、人間の中の子どもの写真です。戦争の時、東京で空襲に遭いました。16歳でした。家

## スペシャルインタビュー

から隅田川の土手を通って逃げたのですが、先にある工場が燃えていて熱くてこのまま行くと焼け死ぬかもしれないと思い、戻ることにして隅田川の河原で一晩明かして家に帰りました。家は焼けていたのですが、家の前にあつた防火用水槽の中で3歳くらいの子どもが焼け死んでいました。それが直立不動になっていて、お地蔵様が立っているように見えたのです。それで私は、お地蔵様は子どもの化身じゃないかと思うようになり、子どもの写真を撮る機会が多くなりました。撮ったのは自分が住んでいた下町が舞台です。

世界の子どもを撮るようになったのは、ライフという発行部数が600万部という世界的なアメリカのグラフ週刊誌との契約ができるからです。ニューヨークに行って研修を1週間受け、帰りはどこを回ってもいいと言われ、パリを通って日本に帰りました。パリでブローニュの森を訪ねた時、日曜日の朝に車で連れてきてもらった子どもたちが車から飛び出すと一目散に森に飛んで行って遊び始めました。これを見て私はいつの間にか子どもたちの写真を撮っていました。その時に世界の子どもを撮って写真集ができるのかと考えたのが始まりでした。当時は、海外に出るには外務省の許可が必要で、普通の人はなかなか出られませんでした。出られても持ち出せるのは、300ドルが最高でした。それがライフと契約したおかげでドル収入があり、海外にも出られるので、できるかもしれないと思いました。最初はライフの仕事のついでに撮ろうとイメージに考えていたのですが、ついでになんて撮れないんです。ライフは世界をターゲットにしている写真週刊誌なので、それ相応の写真を撮らないとすぐクビです。そんな甘い考えではだめだということがわかって、子どもの写真を撮る時は自分のお金でと決めました。ライフの契約写真家は、比較的自由に時間が取れたので、ライフの仕事をしながら稼いだドルで世界中で子どもの写真を撮影しました。しかし、子どもだけ撮つてもうまくいかないんです。記念写真じゃないし、遊んでいるところばかり撮るわけではなく、勉強しているところや家庭の中などいろいろあります。そういうものを撮るために人間関係を作つてつなげて世界中に広げていきました。途中からは、そこに住む人



2019年11月3日 親授式後、宮殿前庭での文化勲章受賞者の記念撮影  
撮影:朝日新聞社提供

たちや子どもたちをその文化の中で撮っていました。アンデスの文化に惚れて、アンデスで3~4か月過ごし、そこに住む人たちを撮り、2冊の本にしました。次にスペインのカタロニアのロマネスク文化というのがすごく素敵で惚れ込んで通いました。スペインを中心にヨーロッパを回り、人間たち、その土地の子どもたちや風土を撮り、写真集にして発表しました。

### 写真家として大事にしていること

——写真家として、大事されていることは何ですか。

**田沼** まず人間関係でしょうね。人とのつながりがちゃんとできていないと、上っ面な写真しか撮れません。人間関係がつながっていくと、そこにまた新しい人間関係が生まれてきます。単なる観光客で撮っているのではなく、住んでいる人たちとつながりを持って撮っていくことが大事だと思います。そこに住んでいる人たちの文化、暮らしを撮っていく、そのためには人間関係を大事にします。私の場合は、現場、現場でいろいろな感動を受けてそれを写真に撮り込んでいくのです。相手から何かを引き出してそれを写真にする、それが私が続けてきた写真の哲学です。

——若い写真家たちへのメッセージをお願いします。

**田沼** 時代が変わってきて、人びとの感性も変わってきています。私たちの時代は、アンリ・カルティエ=ブレッソンとかユージン・スミスとかに触発されて写真に入ってきたが、今の人たちはそれとは違うのです。育った環境も違っています。若い人たちが感じているものをいかに写真に表現していくかが大事です。人間というのはいつまでたっても変わりません。人と人のつながりが続いていくことが前提なんですが、考え方の違いや感性の違い、それをちゃんと自分で表現していくことが大事だと思います。また自分の進むべき道を一所懸命続けると同時に写真界のことを考えてほしいですね。ある年齢になつたら、写真界とともに自分がいるということを意識してほしいです。一人でやれることなんてたかが知れています。自分は社会の一員であるということを忘れてはいけないと思います。

インタビュー：田井宏和 / 棚井文雄

まとめ：田井宏和

# JPCA共催事業「著作権セミナー」を開催

フォトコンテストにおける「著作権」や「著作者人格権」の取り扱いについて、主催者、応募者の双方に誤解や混乱が生じているようで、多くの応募要項に不適切な規定が見受けられ、それによるトラブルも後を絶ちません。

著作物の保護期間が著作者死後70年に延長された現在、改めて写真家・写真愛好家にとっての「著作権」「著作者人格権」の大切さや、撮影時の心がけやトラブルの対応などについて、日本写真著作権協会(JPCA)と日本写真作家協会(JPA)との共催による「著作権セミナー」を開催しました。



神代浩氏

photo:松尾エリカ  
HJPI320610001191

2019年11月21日、東京都美術館講堂において、前東京国立近代美術館長・神代浩氏、川崎市市民ミュージアム学芸員・奈良本真紀氏をパネリストに迎え、棚井文雄氏(JPA副会長、JPCA理事)の進行のもと”著作物の保護期間70年時代における、写真の「著作権」と「アーカイブズ」”について、ディスカッションを交えながら、保護期間が著作者死後70年に延長された経緯、そのことで危惧されるオーファン(孤児)作品問題などを取り上げ、美術館館長、学芸員、写真家それぞれの立場からの意見が出されました。「オーファン作品」については、JPCAを含む8団体で構成され、2016年に始まった「オーファンワークス実証事業実行委員会(著作権者不明など場合の裁判制度の利用円滑化に向けた実証事業)」に参加されている行政書士の大塚大氏(日本行政書士会連合会)から、その現状と実証実験での取り組みの説明がありました。「アーカイブ」については、棚井氏が1960年代のニューヨークを捉えたネガを発掘し、写真集「New York 1962-64」(写真家・渡邊澄晴)を完成させるまでの一連の過程を紹介し、作品を未来へ残すことの重要性と、そのために写真家が取り組んでおくべき具体的な事柄を訴えました。

また、同月19日、”著作権/肖像権の基本を知って、あ

なたの写真を個性的に変える”をテーマに、棚井文雄氏と久野鎮氏(JPA会員)によるセミナーを開催しました。ま

ず、「著作権法」の基本が解説され、一部の公募展において慣例化されている「著作権」を主催者に譲渡させることや、「著作者人格権」行使させないことの現状が具体的に示されました。そして、著作者(撮影者)がこの条

件で公募展に応募した場合、自分の「作品」に何が起こるのかが説明された際には、会場からよめきが起きました。その後、久野氏の写真への取り組みを例に挙げ、写真家・写真愛好家にとっての「作品と著作権とは何であるのか」についての意見が交わされました。一般に「肖像権」と呼ばれる関連トラブルへの不安から写真を撮れなくなってしまっている写真愛好家に対し、いま、どんな作品に取り組むことが出来るのか、その提案も行われました。二人の息の合ったトークに、220名を超える聴講者で埋め尽くされた東京都美術館講堂は熱気に包まれました。



東京都美術館講堂

photo:大國浩太郎 HJPI320610001222



奈良本真紀氏

photo:松尾エリカ  
HJPI320610001191

12月15日には、横浜市市民活動支援センターにおいて、”知っておくべき写真公募展の罠-「著作権」譲渡と「著作者人格権」不行使の意味を学ぶ”をテーマに、棚井文雄氏が作品の「著作権」は著作者の大切な財産であることを解説しました。また、海外での撮影時のトラブル対応、その作品の発表時に注意すべきことなど、世界27か国でのストリートスナップ撮影経験を持つ棚井氏ならではの言葉とその作品に、聴講者の方々から、「(発表のことを考える前に)まずは“撮るべき”勇気をもらった」との声が聞こえてきました。



棚井文雄氏

photo:松尾エリカ  
HJPI320610001191

記：日本写真作家協会 兼子 久

## ⑨ オーファン・ワークス(孤児作品)と裁判制度 著作権者が不明な作品(孤児作品)を利用する手続き

利用したい写真の著作権者が誰なのかが分からなかったり、その連絡先が分からなかったりすることがままあります。そんな時の対処法の一つが文化庁の裁判制度の利用です。

他の人が撮影した写真等の著作物を出版物等に利用する際は、著作権者に連絡して許諾を得る必要があります。Webサイト等での利用も同じです。しかし、使いたい著作物の著作権者の名前や連絡先が不明なことがあります。著作権者は通常は著作者ですが、著作権は他人に譲渡できるため、著作者と著作権者が異なることがあります。このときはなおさら不明になることが多いです。このような場合は著作物を使いたくても使うことができません。

利用したい写真等の著作物の著作権者が不明の場合は、その著作物の利用を諦らめるか、許諾は得られないが利用してしまうかのどちらかですが、許諾なしで使用するのは著作権法上許される行為ではありません。しかし、どんなに手を尽くしても著作権者が見つからない場合、現実には、もし著作権者が分かったらそのとき対処しようと判断して利用に踏み切るケースも少なくないようです。しかしこの場合は、著作権者だけでなく、第三者から権利侵害だと指摘を受け、不祥事に発展する可能性が考えられます。

このようなリスクを避けて、著作権者が不明の著作物(オーファン・ワークス、孤児作品と呼ばれます)を利用する場合の対処法の一つが、文化庁の裁判制度の利用です<sup>\*1</sup>。

### 1. 裁判制度とは

著作権者や実演家等の著作隣接権者(以下「著作権者等」と記します)の名前や連絡先が分からない場合に、文化庁長官の裁判を受け、文化庁長官が通常の使用料相当と定める補償金を、著作権者等のために供託し、その裁判に従った利用方法により著作物を利用する制度です(著作権法第67条参照)。

### 2. 裁判制度の利用方法

この制度における裁判は、著作権者等の許諾に代わるもので、著作権者等の許諾はなくとも、裁判に従った利

用は権利侵害になりません。ただし、裁判による利用の事実を知った著作権者等が出てきた場合、将来の利用を取りやめなければならない場合もあります。また、裁判制度を利用するに当たっては、少なくとも以下の要件を満たす必要があります。

**公表された作品であること** 相当の期間にわたって公衆に提供され、若しくは提示されていることが明らかである著作物を対象としています。すなわち、著作者の了解のもとで公表された著作物のみならず、著作者が不明の場合や著作者がいつ公表したのか分からぬ場合でも、相当の期間にわたって世間に提供されている実績がある著作物も、この裁判制度の対象となります。

**調査に「相当な努力」を払っていること** 裁判を申請する条件として、著作権者等と連絡するための「相当な努力」を払ったにもかかわらず、連絡することができなかつたという事実が必要となります。「相当な努力」とは、例えば2種類以上の名簿・名鑑類の閲覧、2社以上のインターネット検索サービスによる情報の検索、著作権等管理事業者等への照会…等です。具体的な調査方法は、文化庁のホームページで公表されている「裁判の手引き」<sup>\*2</sup>に詳しく説明されています。申請手数料は1件につき6,900円です。

スマートフォンの出現で誰でも簡単に写真や映像を撮ってWeb上で発表できるようになり、著作物の流通量は劇的に増えています。また著作権の保護期間が死後50年から70年に延長されたこともあり、今後、孤児作品は更に増えてゆくと予想されます。それを防ぐためにも写真家は自分の写真の「氏名表示」を徹底するとともに、著作者人格権での「氏名表示」をこれまで以上に主張してゆくことが必要でしょう。

\*1 著作権者不明等の場合の裁判制度の詳細は下記参照。  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha\\_fumei/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/)

\*2 「裁判の手引き」は下記より入手できる。  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha\\_fumei/pdf/saiteinotebiki.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/pdf/saiteinotebiki.pdf)

## QUESTION

## 大道芸人を撮影した写真の権利について

日本の「大道芸」イベントで撮影したダンサーの写真を写真展に出展したいと思います。撮影していたことを本人は気がついていると思いますが、写真展に出すことは伝えていません。許可を得ないで、このまま写真展に出しても大丈夫でしょうか？また、海外でパフォーマーを撮影する場合、それを発表する際にはどうしたら良いでしょうか？

## JPCAからの回答

## ANSWER

ヨーロッパ各地では、毎年かなりの数の「大道芸フェスティバル」が開催されているようですね。これに見習ったとも言われていますが、東京では、2002年に「大道芸公認制度」が創設され、「ヘブンアーティスト事業」として審査を通過したアーティストたちに対して、公園などの公共施設や民間施設を活動の場として開放しています。

ニューヨークでは、タイムズスクエア周辺の路上やメトロの中でも頻繁にパフォーマーの姿を見かけますし、多くの観光客が彼らにカメラやスマートフォンを向けています。しかし、時折、ドネイション（寄付）をしない撮影者に対してパフォーマーが強い態度でお金を要求する姿など、トラブルになりかねない様子も見受けられます。ニューヨーク市は、路上でのパフォーマンスには許可を必要としないとしています。むしろ、公園や公園の隣での演奏などに許可申請を求めています。メトロ内でのパフォーマンスについては、年に一度のオーディションを通過した65組に許可を出しているようです。

さて、フェスティバルに登場する大道芸人や、公道などでパフォーマンスを行っている方には、肖像に関する「パブリシティー権」があると言えます。そのため、基本的には彼らを撮影した写真の公表には、パフォーマー本人からの許諾が必要となります。許諾なしに公表を行うことは、「パブリシティー権」の侵害行為とみなされる可能性があるからです。

ただし、営利目的ではない写真展などに出展する場合、パフォーマーの方の宣伝効果もあることから、許諾を出してくれるケースが多いと思います。以前、ニューヨークでパフォーマーに公表の許諾確認をしてみたことがあります、足元に逆さまに置かれた帽子を指差した後、OKサインを示しました。「ドネイションを弾めばいいよ」ということでしょう。

パフォーマーに限らず、公表を前提に実演家（俳優、舞踊家、演奏家、歌手など著作物を演じる者）の撮影をする場合には、実演家本人の許諾を得る習慣を身につけておきましょう。もし、その場で許諾を得ることが難しい場合でも、後日、連絡が取れるように準備しておくことも重要です。

記：棚井文雄

## EVENT INFORMATION

発行 一般社団法人日本写真著作権協会

発行人 田沼 武能

URL : <https://j pca.gr.jp>

〒102-0082 東京都千代田区一番町25 JCIIビル403  
TEL : 03-3221-6655 FAX : 03-6380-8233

表紙の写真

## 「フィリピンの女学校の生徒」

コメント: 彼女たちはVサインはしない。

一本指を出して、平和が一番を指サインする。